

長崎県肢体不自由教育研究 (第3報)*

—特別支援教育時代の肢体不自由特別支援学校 (A校) の教育課程と 指導法の検討を中心に—

菅 達也**, 平田 勝政***

A Study of Education for Children with Physical Disabilities in Nagasaki Prefecture(third report):
Focusing on Curriculum and Teaching Method in Special Needs Educational School
for Children with Physical Disabilities during 2010s

Tatsuya SUGA**, Katsumasa HIRATA***

1 目的と方法

筆者らは、長崎県肢体不自由教育の歴史・現状・成果・課題の基本的特徴を明らかにするために、第1報¹⁾として「特殊教育」(養護学校)時代の県内の肢体不自由学校発行の学校要覧(1964～2006年度)を手がかりに、①児童生徒数の推移、②起因疾患の年次変化、③教育方針・目標の変遷、④卒業後の進路実態について整理・検討した。第2報²⁾では同学校要覧(1964～2006)より教育課程の変遷一覧表を作成し、県内の肢体不自由教育における障害の重度・重複化に対応した教育課程の深化・発展過程とその特徴を明らかにした。

本研究は、続報(第3報)として2007年度以降の「特別支援教育」時代の特別支援学校(肢体不自由)A校(以下、A校と記す)の学校要覧から①児童生徒数の推移、②学校教育目標・努力目標の変遷とその特徴、③教育課程の変遷とその特徴、④障害の重度・重複化と教育課程の関連について整理・検討し、さらに⑤として肢体不自由教育実践の特色でもある自立活動の指導法(とくに重度・重複障害生徒の自立活動の実際)について考察した。研究対象のA校は、県内で最初に開校(1964年)した肢体不自由学校で、高等部の設置も早く、学校創設以来、長崎県の肢体不自由教育において中心的役割を果たしてきた学校である。

2 結果と考察

(1) A校における児童生徒数の推移

長崎県の肢体不自由養護学校の児童生徒数の推移と特徴について、第1報では1979年の養護学校義務化を境に、前半期と後半期に区分して検討し

た。前半期の肢体不自由養護学校はA校のみで、その結果として、①前半第1期は、1964年度から1967年度にかけて児童生徒数が2倍化していく「第1次急増期」、②前半第2期は、1968年度から1974年度で児童生徒数が340名前後で推移する「安定期」、③前半第3期は、1975年度から1978年度にかけて児童生徒数が約2割減少した「第1次減少期」という特徴づけがなされた。

後半期は、県全体で見ると養護学校義務化に伴う学校開設によって、1979年度から1980年度に至る「第2次急増期」、私立みさかえ養護学校の設置と学齢超過児の中学部卒業によって1981年度から1983年度までは「第2次減少期」と把握したが、A校の場合は図表1に示すように1979年度から1981年度まで急減し、1982年度は急増、そして1983年度は再度急減している。訪問教育の実施人数と関連があるがトータルに見るとA校の1979年度から1983年度を後半第1期として「第2次減少期」と捉えてよい。1984年度以降は後半第2期で児童生徒数が120名前後で推移する「第2次安定期」といえる。A校は、2006年度まで肢体不自由学校で県内唯一の高等部設置校であり、高等部生徒数の増減がA校全体の児童生徒数の増減にほぼ合致しているのが特徴的である。

(2) 学校教育目標・努力目標の変遷とその特徴

第1報では、2006年度までの学校教育目標の特徴を、1990年代中頃を境にキーワードが「社会適応」中心から「社会参加」中心へと転換し、その「社会参加」を実質化するために2000年度から「自立」や「生きる力」といった主体性を重視する目標が登場していると総括している。資料1は

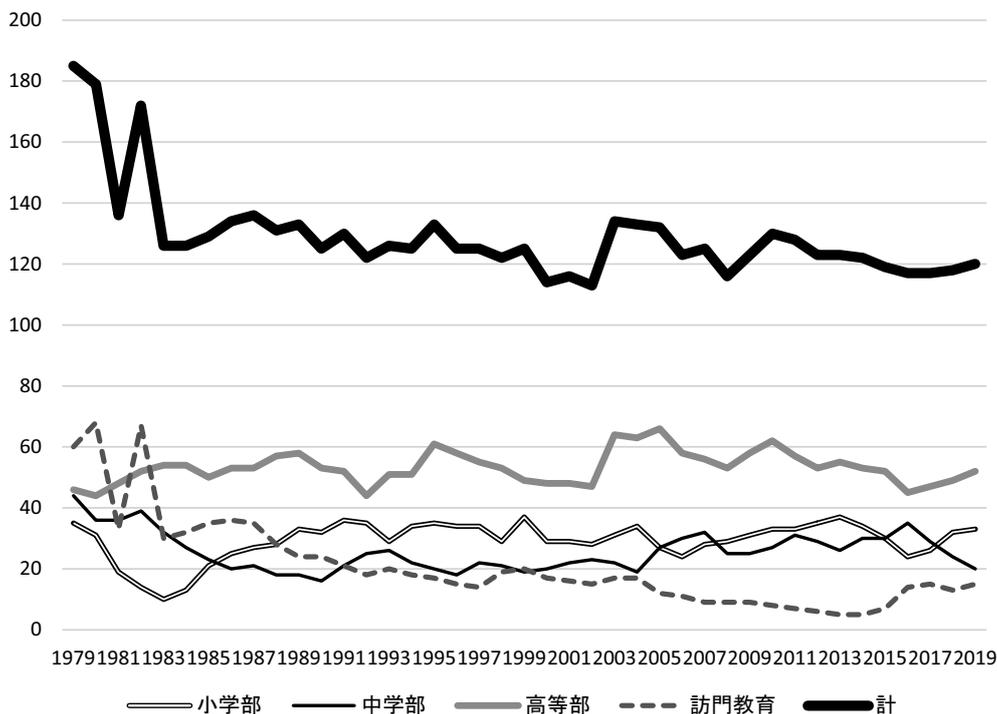
* Received January 16, 2020

** 長崎県立桜が丘特別支援学校教諭 Teacher of School for Children with Health Impairment

*** 長崎ウエスレヤン大学 現代社会学部 社会福祉学科 Faculty of Contemporary Social Studies, Nagasaki Wesleyan University, 1212-1 Nishieida, Isahaya, Nagasaki 854-0082, Japan

2007年度以降の学校教育目標・努力目標の変遷である。中心的なキーワードは「社会参加」であり、それを実質化するための「自立」や「生きる力」という目標が記されている点では学校教育目標は2017年度まで継続されている。2018年度は、新学習指導要領（平成29年度版）に示されたカリキュラム・マネジメントの視点が学校経営目標に加えられた点特徴的である。また、A校では2008・2009年度に「外部専門家活用指導充実実践研究事業」（文部科学省委託事業・県教育委員会

研究指定）に取り組んで以降、学校教育目標を具体化させるために「外部専門家の活用を通して自立活動の専門性の向上を図る」という努力目標が記されるようになった。さらに、A校は2013～2015年度に「ICT教育推進事業」（県教育委員会研究指定）に取り組み「ICTを活用した効果的な学習の推進」という目標も加えられた。外部専門家を活用した自立活動とICTを活用した教育活動は、現在のA校における教育実践の特色でもある。



	1979	1980	1981	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
小	35	31	19	14	10	13	21	25	27	28	33	32	36	35
中	44	36	36	39	32	27	23	20	21	18	18	16	21	25
高	46	44	48	52	54	54	50	53	53	57	58	53	52	44
訪	60	68	33	67	30	32	35	36	35	28	24	24	21	18
計	185	179	136	172	126	126	129	134	136	131	133	125	130	122
	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
小	29	34	35	34	34	29	37	29	29	28	31	34	27	24
中	26	22	20	18	22	21	19	20	22	23	22	19	27	30
高	51	51	61	58	55	53	49	48	48	47	64	63	66	58
訪	20	18	17	15	14	19	20	17	16	15	17	17	12	11
計	126	125	133	125	125	122	125	114	116	113	134	133	132	123
	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	
小	28	29	31	33	33	35	37	34	30	24	26	32	33	
中	32	25	25	27	31	29	26	30	30	35	29	24	20	
高	56	53	58	62	57	53	55	53	52	45	47	49	52	
訪	9	9	9	8	7	6	5	5	7	14	15	13	15	
計	125	116	123	130	128	123	123	122	119	117	117	118	120	

図表1 児童生徒数の年次推移

〈資料1〉学校教育目標と努力目標の変遷

学校教育目標	
2007 ↳ 2017	(2007年度・学校経営方針) → (2008年度・学校教育目標) 教育基本法、学校教育法等の人間尊重の精神を基調として、児童生徒一人一人の特性や課題に応じてきめ細やかな一貫した教育を行うことにより、「生きる力」を育み、自立し社会参加を目指す健康で心豊かな人間の育成に努める。
2018 ↳ 2019	(学校教育目標) 児童生徒の命と人権を尊重し、一人一人の教育的ニーズや発達段階等に応じたきめ細やかな指導と学習指導要領に基づく適切な教育活動を推進することにより、日々の生活の中で「生きる喜び」を感じさせながら、生涯を通じて豊かに生活するために必要な「生きる力」を育む。 (2018・学校経営目標) 社会に開かれた教育課程を目指し、児童生徒の実態に即した教育課程の編成に努めるとともに、小・中・高の一貫した教育の推進を図る。
学校教育目標の具体化～教育実践における努力目標〈抜粋〉	
2007 ↳ 2008 ↳ 2010 ↳ 2012 ↳ 2013 ↳ 2014 ↳ 2015 ↳ 2016 ↳ 2017 ↳	(努力目標) ・自立活動の指導の充実 指導体制作りと全校的な専門性の向上 (努力目標) ・O TやP T等の外部専門家を活用した指導方法等の改善に関する研究に取り組み、自立活動の専門性の向上を図る (努力目標) ・県教育委員会指定「外部専門家活用研修事業」の効果的な運用とそれに伴う自立活動の専門性の向上を図る (努力目標) ・外部専門家の効果的な活用を通して、自立活動の指導の専門性の向上を図る (努力目標) ・I C Tを活用した授業改善及び指導方法の改善を図る (努力目標) ・I C Tを活用した効果的な学習の研究とその普及、教育実践の蓄積 (努力目標) ・I C T機器を活用した効果的な学習等の教育実践と研究報告会の開催 (努力目標) ・I C Tを活用した効果的な学習の推進と浸透 (努力目標) ・I C Tを活用した効果的な学習の推進と教材教具の工夫・開発 ・新学習指導要領の趣旨を活かしたカリキュラム・マネジメントと授業改善

(3) A校における教育課程の変遷とその特徴

①小学部の場合

第2報では、A校における小学部教育課程の変遷を以下の5段階に分けて把握している。第1段階は1964年の開校から1970年度までで、各教科、道徳、特別教育活動、体育・機能訓練という4つの領域・教科により教育課程が編成された時期である。第2段階は1971年度から1975年度までで、学習指導要領（昭和45年度版）の影響を受けて、体育・機能訓練が養護・訓練に名称変更され、翌1972年度には特別教育活動が特別活動に名称変更されたが、教育課程自体は第1段階と基本的に差異がない時期である。第3段階は1976年度から1989年度までで、重複学級の教育課程が整備・編

成された時期である。第4段階は1990年度から1999年度までで、Ⅰ・Ⅱ課程：「準ずる教育課程」、Ⅲ課程：「各教科、その一部を合科統合した形での指導」、Ⅳ課程：「総合学習の中で養護・訓練を中心とした指導」という3つの教育課程で編成された時期である。第5段階は2000年度から2006年度までで、学習指導要領改訂（平成10年度版）に合わせて養護・訓練が自立活動に名称変更され、さらに総合的な学習の時間が登場し、Ⅰ課程：「準ずる教育課程」、Ⅱ課程：「下学年代替の教育課程」、Ⅲ課程：「知的障害学校の各教科に代替した教育課程」、Ⅳ課程：「自立活動を中心とする教育課程」という4つの教育課程で編成された時期である。

これに表1に示す2007年度以降の教育課程を付け加えると、上記の第5段階が2009年度まで続いている。第6段階は2010年度から2017年度までで、Ⅰ課程：「準ずる教育課程」とⅡ課程：「下学年代替の教育課程」に外国語活動が加わり、Ⅲ課程とⅣ課程を合わせてⅢA課程：「知的障害学校の教科別の指導」、ⅢB課程：「知的障害学校の教科別の指導と各教科を合わせた指導」、ⅢC課程：「自立活動と知的障害学校の各教科を合わせた指導」となり知的障害学校の教育課程がさらに大幅に導入された時期である。そして、第7段階は新学習指導要領（平成29年度版）のもとで編成された2018年度以降の教育課程となる。その特徴は、教科別の指導が重視され、知的障害学校の小学部段階の指導内容が明示されたことである。

② 中学部の場合

第2報では、A校における中学部教育課程の変遷を以下の5段階に整理している。第1段階は1964年度から1975年度までで、各教科、道徳、特別教育活動（1972年度より特別活動に改称）、保健体育・機能訓練という4つの領域・教科により教育課程が編成された時期である。第2段階は1976年度から1983年度までで、中学部においても重複学級の教育課程が編成された時期である。第3段階は1984年度から1989年度までで、教育課程が5課程から2課程の間で分化統合を繰り返し、

最終的に3課程に整理されていく時期である。第4段階は1990年度から1999年度までで、3課程から4課程の編成となる時期である。第5段階は2000年度から2006年度までで、学習指導要領改訂（平成10年度版）に合わせて養護・訓練が自立活動に名称変更され、さらに総合的な学習の時間が登場し、Ⅰ課程：「準ずる教育課程」、Ⅱ課程：「下学年代替の教育課程」、Ⅲ課程：「知的障害学校の各教科に代替した教育課程」、Ⅳ課程：「自立活動を中心とする教育課程」という4つの教育課程に整理された時期である。

これに表1に見る2007年度以降の教育課程を付け加えると、上記の第5段階が2009年度まで続いている。第6段階は2010年度から2017年度までで、Ⅰ課程：「準ずる教育課程」とⅡ課程：「下学年代替の教育課程」、Ⅲ課程とⅣ課程を合わせてⅢA課程：「知的障害学校の教科別の指導」、ⅢB課程：「知的障害学校の教科別の指導と各教科を合わせた指導」、ⅢC課程：「自立活動と知的障害学校の各教科を合わせた指導」となり小学部と同じように知的障害学校の教育課程がさらに大幅に導入された時期である。そして、第7段階は新学習指導要領（平成29年度版）のもとで編成された2018年度以降の教育課程となる。その特徴は、教科別の指導が重視され、知的障害学校の小学部・中学部段階の指導内容が明示されたことである。

〈表1〉教育課程変遷一覧（小学部・中学部編）

	2007～2009	2010～2017	2018～2019
① 小学部	<p>I 課程(準ずる) II 課程(下学年代替) 国語、算数、社会(3年～)、理科(3年～)、生活(1・2年)、音楽、図工、体育、家庭(5・6年)、道徳、特別活動、総合的な学習の時間(3～6年)、自立活動</p> <p>III 課程(各教科を知的障害学校の各教科に代替) 国語、算数、音楽、生活単元学習、日常生活の指導、特別活動、総合的な学習の時間(3～6年)、自立活動</p> <p>IV 課程(自立活動を中心とする) 音楽、特別活動、自立活動</p>	<p>I 課程(準ずる) II 課程(下学年代替) 国語、算数、社会(3年～)、理科(3年～)、生活(1・2年)、音楽、図工、体育、家庭(5・6年)、総合的な学習の時間(3～6年)、外国語活動(5・6年)、道徳、特別活動、自立活動</p> <p>III A 課程(知的障害学校の教科別の指導) 国語、算数、生活、音楽、図工、体育(2013より)、日常生活の指導、道徳、特別活動、自立活動</p> <p>III B 課程(知的障害学校の教科別の指導と各教科を合わせた指導) 国語、算数、音楽、図工(2013より)、体育(2014より)、日常生活の指導、生活単元学習、道徳、特別活動、自立活動</p> <p>III C 課程(自立活動と知的障害学校の各教科を合わせた指導) 音楽、図工(2014より)、体育(2014より)、せいかつ・あそび(2010～2011)、日常生活の指導、生活単元学習(2013より)、遊びの指導、道徳、特別活動、自立活動</p>	<p>I 課程(準ずる) II 課程(下学年代替) 国語、算数、社会(3年～)、理科(3年～)、生活(1・2年)、音楽、図工、体育、家庭(5・6年)、外国語(5・6年)、道徳、外国語活動(3・4年)、総合的な学習の時間(3～6年)、特別活動、自立活動</p> <p>III A 課程(知的障害学校の小学部段階) 国語、算数、生活(教科別の指導+日常生活の指導)、音楽、図工、体育、道徳、特別活動、自立活動</p> <p>III B 課程(知的障害学校の小学部1～2段階) III C 課程(知的障害学校の小学部1段階) * 各教科、自立活動の時間が違う 国語、算数、生活(教科別の指導+日常生活の指導+生活単元学習)、音楽、図工、体育(教科別の指導+生活単元学習)、道徳(教育活動全体、生活単元学習)、特別活動、自立活動</p>
② 中学部	<p>I 課程(準ずる) II 課程(下学年代替) 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術家庭、外国語(英語)、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、自立活動</p> <p>III 課程(各教科を知的障害学校の各教科に代替) 国語、数学、音楽、美術、保健体育、生活単元学習、日常生活の指導、特別活動、総合的な学習の時間、自立活動</p> <p>IV 課程(自立活動を中心とする) 音楽、特別活動、自立活動</p>	<p>I 課程(準ずる) II 課程(下学年代替) 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術家庭、外国語(英語)、道徳、特別活動、自立活動、総合的な学習の時間</p> <p>III A 課程(知的障害学校の教科別の指導) 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業家庭、英語(2014まで)、日常生活の指導、道徳、特別活動、自立活動、総合的な学習の時間</p> <p>III B 課程(知的障害学校の教科別の指導と各教科を合わせた指導) 国語、数学、音楽、美術(2013より)、保健体育、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習(2013より)、生活活動(2010～2011)、課題活動(2010～2012)、運動学習(2013のみ)、道徳、特別指導、自立活動、総合的な学習の時間(2013より)</p> <p>III C 課程(自立活動と知的障害学校の各教科を合わせた指導) 国語(2015より)、数学(2015より)、音楽、美術(2014より)、保健体育(2014より)、日常生活の指導(2012より)、生活単元学習(2012より)、生活活動(2010～2011)、課題活動(2010～2012)、集団活動(2010～2011)、運動学習(2013)、集団運動(2013のみ)、道徳、特別活動、自立活動、総合的な学習の時間(2014より)</p>	<p>I 課程(準ずる) II 課程(下学年代替) 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術家庭、外国語、道徳、特別活動、自立活動、総合的な学習の時間</p> <p>III A 課程(知的障害学校の中学部段階) 国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業家庭、外国語、道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動</p> <p>III B 課程(知的障害学校の小学部2～3段階) III C 課程(知的障害学校の小学部1～2段階) * 各教科の時間が違う 国語、数学(教科別の指導+日常生活の指導+生活単元学習+作業学習)、社会(日常生活の指導+生活単元学習)、理科(B=日常生活の指導+生活単元学習・C=生活単元学習)、音楽、美術、保健体育(教科別の指導)、職業家庭(B=日常生活の指導+生活単元学習+作業学習・C=日常生活の指導+生活単元学習)、外国語(生活単元学習)、道徳(教育活動全体、生活単元学習)、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動</p>

〔表2〕教育課程変遷一覧（高等部編）

③高等部	2007～2011	2012～2017	2018～2019
	<p>I 課程（準ずる）II 課程（下学年代替） 国語、地歴・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報、学校設定教科（産業・福祉）→産業社会と人間（2017より）、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動</p> <p>III 課程（知的障害学校の各教科を柱とする） 国語、数学、音楽、美術、保健体育、家庭、職業生活、日常生活の指導、生活単元学習、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動</p> <p>IV 課程（自立活動を主とする） 音楽、体育（2009まで）、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動</p>	<p>I 課程（準ずる）II 課程（下学年代替） 国語、地歴・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報、学校設定教科（産業・福祉）→産業社会と人間（2017より）、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動</p> <p>III B 課程①（知的障害学校の教科別の指導を主とする）（2012） → III A 課程（知的障害学校の高等部段階の各教科）（2013） 国語、数学、社会、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、職業生活、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習、道徳（教育活動全体2016より）、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動</p> <p>III B 課程②（知的障害学校の教科別と各教科を合わせた指導）（2012） → III B 課程（知的障害学校の下学部段階）（2013） 国語、数学、音楽、美術、保健体育、家庭、職業生活、日常生活の指導、生活単元学習、作業学習、道徳（教育活動全体2016より）、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動</p> <p>III C 課程（自立活動と知的障害学校の各教科を合わせた指導）（2012） → （自立活動と知的障害学校の下学部段階）（2013） 国語・数学（2015より）、音楽、集団（2013まで）、保健体育（2014より）、日常生活の指導、生活単元学習（2013より）、道徳（教育活動全体2016より）、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動</p>	<p>I 課程（準ずる）II 課程（下学年代替） 国語、地歴・公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報、学校設定教科（産業社会と人間）、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動</p> <p>III A 課程（知的障害学校の高等部段階） 国語（教科別の指導＋日常生活の指導＋作業学習） 数学（教科別の指導＋作業学習） 社会、理科（教科別の指導＋日常生活の指導） 音楽、美術、保健体育、外国語、情報（教科別の指導） 職業、家庭（教科別の指導＋作業学習） 道徳（教育活動全体） 総合的な学習の時間、特別活動、自立活動</p> <p>III B 課程（知的障害学校の中学部段階・小学部3段階） 国語（教科別の指導＋日常生活の指導＋作業学習） 数学（教科別の指導＋作業学習） 社会、理科（教科別の指導＋日常生活の指導） 音楽、美術、保健体育、外国語（教科別の指導） 家庭（教科別の指導＋作業学習） 職業、情報（作業学習） 道徳（教育活動全体） 総合的な学習の時間、特別活動、自立活動</p> <p>III C 課程（知的障害学校の小学部1～2段階） 国語、数学、美術（教科別の指導＋生活単元学習） 社会、理科、職業、家庭、情報（生活単元学習） 音楽、保健体育（教科別の指導） 外国語（日常生活の指導） 道徳（教育活動全体） 総合的な学習の時間、特別活動、自立活動</p>

③高等部の場合

第2報では、A校における高等部教育課程の変遷を以下の5段階に分けて捉えている。第1段階は高等部設置の1971年度から1975年度までで、普通科として商業コースと家庭コースの教育課程が用意された時期である。第2段階は1976年度から1990年度までで、障害の重い生徒に対応した教育課程である普通科生活コースが加わった時期である。1988年度から3年間は生活コースが実業的内容を重視した生活コースA、職業や和文タイプのない生活コースBに分化している。第3段階は1991年度から1992年度までで、3課程編成の時期であり、1991年度は普通科I課程として商業コースと家庭コース、普通科II課程と普通科III課程にはA、Bの2コースが設置された。III課程Bコースには知的障害学校（現在）の教科・領域を併せた教育課程の内容の一部が導入されている。第4段階は1993年度から1999年度までで、I課程：「準ずる教育課程」、II課程「下学年代替の教育課程」、III課程：「知的障害学校の教育課程に置き換えた教育課程」、IV課程：「養護・訓練を中心にした教育課程」の4課程の編成となる時期である。第5段階は2000年度から2006年度までで、学習指導要領改訂（平成10年度版）に合わせて養護・訓練が自立活動に名称変更され、さらに総合的な学習の時間が登場し、I課程：「準ずる教育課程」、II課程：「下学年代替の教育課程」、III課程：「知

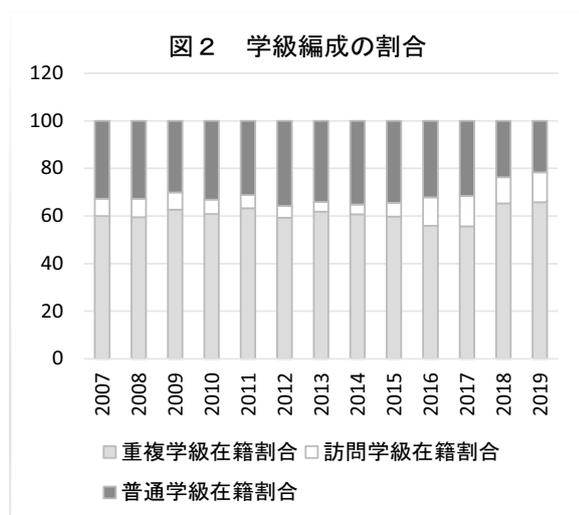
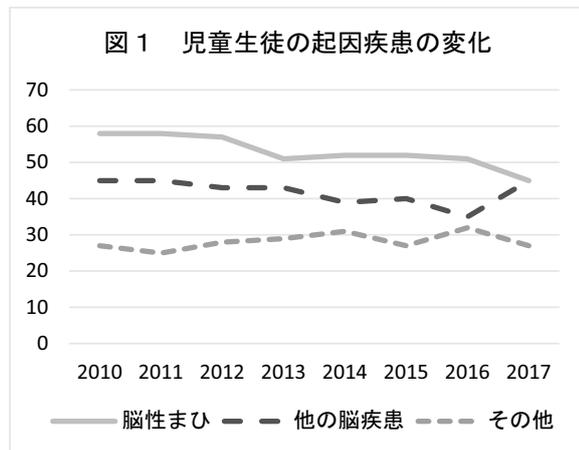
的障害学校の各教科に代替した教育課程」、IV課程：「自立活動を中心とする教育課程」に整理された時期である。

これに表2に示す2007年度以降の教育課程を付け加えると、上記の第5段階が2011年度まで続いている。第6段階は2012年度から2017年度までで、I課程：「準ずる教育課程」とII課程：「下学年代替の教育課程」、III課程とIV課程を合わせてIII A課程：「知的障害学校の高等部段階の各教科」、III B課程：「知的障害学校の下学部段階」、III C課程：「自立活動と知的障害学校の下学部段階」となり小・中学部と同じように知的障害学校の教育課程が大幅に導入された時期である。そして、第7段階は新学習指導要領（平成30年度版）を見据えて編成された2018年度以降の教育課程となる。その特徴は、教科別の指導が重視され、知的障害学校の小学部から高等部段階の指導内容が明確に示されたことである。

（4）障害の重度・重複化と教育課程の関連

図1は、2010年度以降のA校における児童生徒の起因疾患の変化である。脳性まひは減少傾向にあり、他の脳疾患や筋ジストロフィー、脊椎疾患、二分脊椎、ダウン症など、障害が多様化・複雑化している。これはA校が他校に先駆けて、学校看護師の導入（2004年度～）や肢体不自由だけでなく病弱・知的障害児童生徒の受け入れ（2005

年度～）を実施したことによる。図2は、A校の学級編成における在籍者数の割合を示し、重複学級在籍者数が6割前後で推移しており、前述した教育課程との関連で見ると、普通学級が2つの教育課程、重複学級は3つの教育課程に細分化されている。



(5) 重度・重複障害生徒の自立活動の実際

A校の特色として、自立活動の指導の充実・改善を図り、その専門性を高めるために、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）、言語聴覚士（ST）などの外部専門家が活用されている。以下の実践事例は、理学療法士の助言を活かした授業づくりである。

【事例】「歩行と上肢・手指機能を高める指導」³⁾

①対象生徒と教育課程

生徒Nは、高等部2年の男子生徒で、肢体不自由（脳性まひ）に知的障害を伴う。生徒Nが学ぶ教育課程は自立活動の指導を主として、音楽、総合的な学習の時間、特別活動から構成されている（2010年当時）。

②実態把握と指導目標

A校には生徒の実態把握のための「自立活動チェックリスト」（資料2参照）があり、さらに発達検査などの各種データをもとに個別の指導計画を作成する。生徒Nの指導目標は、次の2点である。

- 周囲の状況を把握する力を身に付けて、目的の場所まで独歩による移動ができる。
- 両手の協応動作や目と手の協応動作ができる。

資料2 自立活動チェックリスト

自立活動チェックリスト 《人間関係の形成》 (一部抜粋)

指導事項	No.	チェック項目	諸検査との関連	22年		23年		24年	
				YorN	関	YorN	関	YorN	関
気持ちの共有	7	教師や友達と一緒に心地よい活動に一定時間取り組める		Y	関	◎	N	◎	N
	8	「楽しい」「かなしい」「困った」時などに教師の顔を見る		Y	関	◎	N	◎	N
	9	相手がしているものや方向に視線を向ける		Y	関	◎	N	◎	N
	10	教師や友達からはたらきかけに応じた行動をとる ※「どんなはたらきかけ」に対して「どんな行動」があるのかを備考欄に記載		Y	関	◎	N	◎	N
備考 「どちらの○が好きか」に対して、好きな○を選ぶ (二者択一) 「この中から好きな○を選んで」に対して、好きな○を選ぶ 「この写真にA君が写ってるよ」に対して、写真を見て声を出す など									
身近な人への要求	11	自分の要求を実現してくれる特定の教師に何らかの手段で要求を伝えることができる ※手を引く、指さしをする、声を出すなど個に応じた手段がある場合には備考欄に記載	S:身6M~1Y11M MH:コ10~12M	Y	関	◎	N	◎	N
備考 指さしをする、声を出す									

③理学療法士の助言

個別の指導計画には生徒の課題の関連を整理した課題整理図がある。図3は生徒Nの課題整理図である。生徒Nは側彎が進行しており、主に歩行や上肢・手指を使った学習活動への側彎の影響について理学療法士から助言を得ることになった。実際には、自立活動の個別授業（歩行、絵カードを使った机上学習など）を参観してもらいながら以下のような助言を得ている。

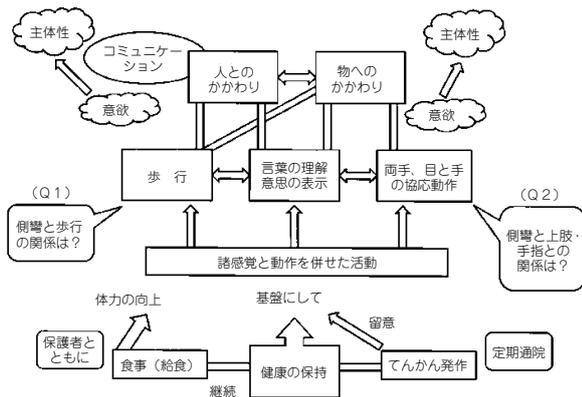
〈ア. 歩行について〉

歩行時、骨盤右側が下がっている。つま先も下がり気味でつまずきに注意する必要があるが、実際につまずくことはほとんどない。視覚による前方の認知は良好である。顕著な側彎があるにもかかわらず、歩いていることが重要であり、歩行の改善を目指すより、今の歩行状態の維持を目的とするのがよい。また、靴を履くときなど、足下を見ることができず、足部の感覚で探索しているが、視覚に頼るよりむしろ好ましいと思われる。

〈イ. 着座しての学習について〉

側彎は必ず背骨のねじれを伴う。そのため生徒Aの場合、骨格的な正面は左向き。背骨のねじれは側彎の進行とも関係するので、右方向へ身体をひねることを促すようにしたい。

図3 課題整理図



④助言を活用した授業

ア. 歩行の学習について

どこまで歩くかをはっきりさせた上で、廊下の掲示板や窓から見える風景などを見ながら、ただ歩くだけでなく、意欲的に歩行できるようにする。

(指導経過と結果)

平坦な路面では、歩くことへの意欲を高めるために、周囲の様子などに関心を持たせるようにした。こちらが指さした掲示板のポスターや児童生徒作品、仕掛け時計などを自分から見るようになった。半年後には、生徒Aの方から掲示物の写真を見て声をかけてきたり、窓の外の様子に声を上げて見入ったりするようになった。階段や凹凸面では転倒しないように歩くことに集中させ、バランスが不安定なときは、手すりを持たせるようにし、階段では利き足である左足から慎重に上がったたり、下ったりするようになった。

イ. 着座しての学習について

生徒Nが好きな物を利用した教材教具を制作し、楽しみながら身体をひねりと上肢・手指機能を高められるようにする。

(指導経過と結果)

生徒Nは乗り物に興味があり、乗り物の本を好んで見たり、ミニカーと絵カードのマッチングに楽しく取り組んだりした。そこで、ミニカーを走らせる「街」を制作し、遊びながら身体をひねったり、上肢・手指を動かしたりできるようにした(写真1参照)。遊ぶときは写真の矢印のように着座する。①のパトカーの出動や⑤の飛行機の離着陸は正面を向いての動きとなるが、②の消防車の出動、③のヘリコプターの離着陸、④の新幹線の追視のときは身体を右にひねる動きが必要となる。消防車が道に沿って走り、ヘリコプターがヘリポート(円)の中に入るのは意外と難しく、始めの頃は、手づかみの消防車が空を飛び、ヘリコ

プターは円の外に墜落した。それでも3か月位して遊び慣れてくると、親指と人差し指で挟むようにして消防車を操作し、おおよそ道に沿って走らせることができるようになった。ヘリコプターもつまめるようになり、ヘリポートに着陸させることができた。また、パトカーや消防車の車庫入れや消防車のハシゴが気に入り、人差し指で何度も車の出し入れをしたり、火災現場で消防車のハシゴをのぼすと喜び楽しむことができた(写真2・3参照)。

写真1 自作教材教具「ミニカーの走る街」

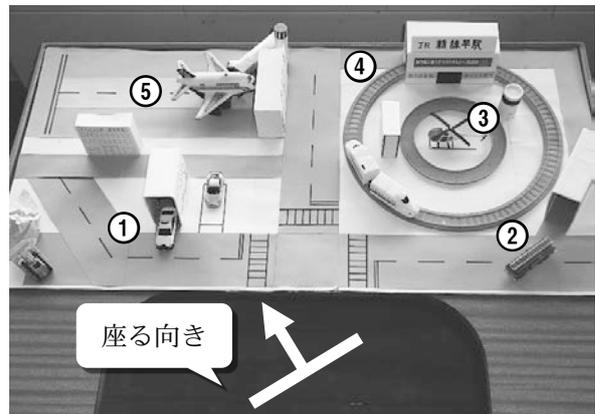


写真2 車庫入れ



写真3 火災現場



3 まとめと今後の課題

2007年度は、特別支援教育元年といわれ、A校においても脳性まひによる肢体不自由児だけでなく、様々な障害のある児童生徒が入学し、障害の重度・重複化に加え、多様化・複雑化してきたのが現状である。それに伴い自立活動の指導も充実・改善が図られ、外部専門家の活用によって自立活動における専門性も高められている。本稿に掲載した実践事例では、理学療法士の指導・助言が得られたことで、生徒の身体に関わる疑問が解消し、指導課題が明確となり、指導の方向性が示されたことで、生徒に変容がもたらされた。医療・福祉をはじめとする関係機関との連携はさらに深まっていくと考えられるが、それだけに特別支援教育に携わる教師の主体性が問われてくる。

本研究では、特別支援教育時代に移行したA校の児童生徒数の推移、教育目標・教育課程の変遷、自立活動の実践などを検討したが、今後は、県内の他の肢体不自由特別支援学校を個別に検討していきたい。

〈註〉

- 1) 平田勝政・西村大介・鈴木保巳：長崎県肢体不自由教育研究（第1報）－県下肢体不自由養護学校要覧（1964～2006年度）の検討を中心に－「長崎大学教育学部紀要－教育科学－」第72号，21～28頁，2008年3月
- 2) 平田勝政・西村大介・鈴木保巳：長崎県肢体不自由教育研究（第2報）－肢体不自由教育における障害の重度重複化に対応した教育課程の発展－「長崎大学教育学部紀要－教育科学－」第73号，43～54頁，2009年3月。
この第2報のための予備的研究として、西村大介・平田勝政・鈴木保巳：長崎県の肢体不自由教育における障害の重度重複化の検討「長崎大学教育学部附属教育実践センター紀要」第7号，67～75頁，2008年3月、をまとめた。
- 3) 菅達也：医療・福祉と連携した特別支援学校における授業づくり－重度・重複障害生徒（高等部）の自立活動の実践より－「日本育療学会第17回学術集会抄録集」65頁，2013年8月